

事故繰越し繰越使用の報告について

平成 26 年度藤沢市一般会計事故繰越しの繰越使用について、別紙繰越計算書のとおり報告する。

2015 年(平成 27 年) 6 月 4 日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

報告理由

平成 26 年度藤沢市一般会計事故繰越しを繰越使用するので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告する。

参 考

地方自治法 抜粋

(予算の執行及び事故繰越し)

第 220 条

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったもの(当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。)は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

地方自治法施行令 抜粋

(繰越明許費)

第146条

- 2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

(予算の執行及び事故繰越し)

第150条

- 3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

平成26年度藤沢市一般会計

| 款 | 項 | 事業名 | 支出負担行為額 | 左の内訳 | | 支出負担行為 予 定 額 |
|-------|---------|-----------------|-------------|-------------|------------|-----------------|
| | | | | 支出済額 | 支出未済額 | |
| 9 土木費 | 4 都市計画費 | 村岡地区都市拠点総合整備事業費 | 14,000,000 | 0 | 14,000,000 | |
| | | 石川下土柵線街路新設事業費 | 141,647,400 | 124,703,832 | 16,943,568 | |

事故繰越し繰越計算書

(単位 円)

| 翌年度 繰越額 | 左の財源内訳 | | | | | | 説明 | |
|------------|---------|-----|-----|-----------|-----|------------|-----------|---|
| | 既収入特定財源 | | | 未収入特定財源 | | | | 一般財源 |
| | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | |
| 14,000,000 | | | | 3,000,000 | | 5,000,000 | 6,000,000 | 県、鎌倉市、本市で構成される湘南地区整備連絡協議会において調整に時間を要したため、県の繰越処理に合わせ繰越するもの |
| 16,943,568 | | | | | | 14,117,301 | 2,826,267 | 橋りょう新設工事において、藤沢労働基準監督署からの安全対策指導に対応する設計変更をおこなったため |